

第 8 回 学校規模適正化

一宮北地区協議会

会 議 録

と き 平成 2 7 年 3 月 1 1 日 (水) 午後 7 時 3 0 分

と ころ センター三方 ホール

【会議の概要】

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

○協議第8号 校歌について

○協議第9号 校章について（1）

○学校施設・設備について

4. その他

5. 閉会

1. 開会

19時30分開会

（司会・事務局）定刻となりましたので、第8回学校規模適正化一宮北地区協議会が開会をされます。協議会の議長は、協議会規則第6条第3項の規定により会長があたることとなっています。会長には開会にあたってのご挨拶、続いて議事進行をお願いします。

2. あいさつ

・会長あいさつ

3. 会議成立宣言

（議長）議事に入ります前にこの会議の成立を報告いたします。本日の出席者は委員25名であります。協議会規則第6条第2項の規定により、会議は半数以上の出席をもって成立することとなっております。よって定足数を満たしており、この会議が成立していることを報告します。

次に、規則第6条第4項の規定により、市関係部局職員の協議会への出席を求めましたので報告します。これより協議事項に入ります。

4. 協議事項

(1) 協議第8号 校歌について

(議長) 協議第8号 校歌についてを議題とします。事務局より提案します。

(事務局) 協議第8号の朗読と説明をさせていただきます。

協議第8号

校歌について

平成28年4月1日開校の学校校歌は、平成28年3月末を目標に制作する。

平成27年3月11日提出

学校規模適正化 一宮北地区協議会
会 長

【提出理由】

一宮北中学校区での小学校規模適正化により平成28年4月1日から設置する学校の校歌については、新しい学校の開設にあわせて制作することが望ましいため。

(事務局) 校歌については、正副会長会で方針協議いただいた後、協議会に提案することになっており、2月24日の正副会長会での協議を経て、本日提案させていただきます。

正副会長会では、校歌の制作時期を28年3月末までとするか、新校発足後に制作するかを検討いただき、28年3月末までに校歌制作する方針を確認され、今回の提案となっています。校歌制作の方法については、地域ゆかりの方へ依頼、あるいは、業者委託方式のいずれかとして、事務局から提案させていただきます、制作時期とあわせてこのあと協議いただきたいと思います。業者委託方式では、学校歌や市歌等制作業者に仕様書に基づいた入札による委託などその委託方法も検討され、また、地域ゆかりの方へ依頼、業者

委託方式のいずれでも、歌詞は小学校児童へ歌詞に入れたいフレーズ募集の実施、作詞者へ地域パンフレット等の参考資料の送付、作詞者に地域を反映する情報提供を行うことや、フレーズ募集には賞は設けないなど、正副会長会で協議いただきました。本日の協議会では、校歌の作成時期を28年3月末までを目標に制作するかをまずはご協議決定いただきたいと思います。

(議長) 正副会長会では、28年3月末までに制作するという協議原案を確認しつつ、制作方法、校歌に入れたいフレーズ募集などについて、事務局から説明をうけ、その方向性等も確認しながら、今回、協議案として提案をしています。まずは、校歌の作成時期を28年3月末までを目標に制作するかを協議決定いただきたいと思います。質疑ある方は挙手をお願いします。

《委員から質疑なし》

(議長) それでは、これで質疑を終了します。協議第8号「校歌について」は、提出案のとおり決定させていただいてよろしいか。

《委員から賛成の声あり》

(議長) 提出案のとおり決定することとします。

(議長) 校歌の作成方法は前回の協議会で、可能であれば地域ゆかりの方に依頼することも検討とするため、委員の皆さんに地域ゆかりのある方の情報提供をお願いさせてもらいましたが、その情報について、心当たりある委員の方はおられますか。

《委員からゆかりの方の情報ありの意見なし》

(議長) 正副会長会でも、ゆかりの方については心当たりがなく、委員からも情報提供が無いようなので、校歌の制作方法は業者委託方式とさせてよろしいでしょうか。また、委託業者の選考は市におまかせしてよろしいでしょうか。

《委員から異議の声なし》

(議長) 異議が無いようなので、校歌は業者委託方式とします。事務局から、業者委託方式について、説明等あればをお願いします。

(事務局) 他校区の例となるが説明させていただきます。千種小学校では、業者委託方式にて校歌を制作するとして、業者の選考については校歌制作の経験ある業者や、宍粟市のしーたん体操の楽曲作成の業者等から見積書を聴取した後、業者決定した経緯があります。決定後の業者へは、千種の歴史や町史等により地域情報を提供し、校歌に入れたいフレーズについては児童から募集し、可能な限り歌詞へ反映させていただ

きました。また、決定後業者においては、校歌の作詞者作曲者について、宍粟にゆかりがあった波賀町の町歌作成経験がある方や、千種につながりある方等を探して、その方に作詞作曲をお願いされた経緯があります。

一宮北地区で、平成 28 年 4 月開校する学校の校歌を業者委託方式で作成する場合、たとえ作詞者作曲者が一宮町北部にゆかりのある方が無くても、市から、地域の伝統、歴史、風土等の関係情報の資料を提供し、また、歌詞の作成過程でできれば当地にも足を運んでいただければ良いとも思っています。校歌の業者委託方式による制作方法は、このような方法で進行させてもらえればと思っています。

また参考に、その次に校歌作成した山崎西小学校では、歌詞は田舎暮らし体験を山崎町土万地内でされているラジオパーソナリティの方に作詞を依頼し、作曲は、パーソナリティの番組のリスナーである神戸市在住の小学生の方に作曲を依頼され校歌制作した経緯があります。その次の波賀小学校では、波賀町内在住の方に作詞を依頼され、作曲は波賀小校区出身の歌手の方に依頼され制作した経緯があります。それぞれ、地域の中で決めていただいた方法で、校歌制作いただいたものであることを報告させていただきます。

(議長) 業者委託方式における過去の作成方法等も説明いただきました。業者委託の方法は、いろいろな方法があると考えられます。一方、校歌に入れるフレーズについては、協議資料にも記載されている小学校児童や地元の方等へのフレーズ募集について、委員の皆さんいかがお考えでしょうか。事務局で、フレーズ募集について原案等ありましたら説明願います。

(事務局) フレーズの募集にあっては、校歌に入れたいフレーズや学校への思いを書いていただけるような、簡単な様式の書類を配布して、児童等中心に応募いただければと思っています。ただ、今日の時点では、案としてお示しできる資料等は持ってきておりません。

(議長) 次回協議会では、原案等示していただきたいと思いますがよろしいですか。

(事務局) 準備させていただきます。

(議長) 委員には、再度、業者委託も含め制作時期の再確認をさせていただきます。校歌の制作については、28 年 3 月までに校歌を制作することを決定するとともに、その制作方法は、業者委託とする方向性を確認し、校歌に入れるフレーズ等の募集を行い、素晴らしい校歌を制作していくという方針を確認してよろしいか。

《委員から異議の声なし》

(議長) 協議第8号「校歌について」は、提出案のとおり決定のほか、その制作方法については、業者委託方式とする、歌詞に入れるフレーズを児童から募集するなどその方向性も確認いただきました。

(2) 協議第9号「校章について(1)」

(議長) 協議第9号「校章について(1)」についてを議題とします。事務局より提案します。

(事務局) 協議第9号の朗読と説明をさせていただきます。

協議第9号

協議第9号「校章について(1)」について

平成28年4月1日開校の学校校章は、公募により決定する。

平成27年3月11日提出

学校規模適正化 一宮北地区協議会

会長

【提出理由】

一宮北中学校区での小学校規模適正化により平成28年4月1日から設置する学校の校章については、学校名決定後、公募を行い、その中からもっとも相応しいものを選定しようとするもの。

(事務局) 校章についての協議提案についても、2月24日正副会長会で協議確認いただいております。提案内容は、平成28年4月1日開校の学校校章は公募により決定するものです。そして、公募決定後の協議となりますが、公募対象者は下三方小、三方小、繁盛小校区の人、ゆかりのある人として、校名公募と同じ対象とさせていた

だいており、また、公募方法は、下三方小、三方小、繁盛小、一宮北中での記入済み公募用紙のとりまとめのほか、小中学校のほか三方町出張所など公共施設の窓口等に設置の応募箱への投函による応募や、宍粟市教育委員会への郵送による応募、そして、応募点数は一人1点とするほか、デザインの公募という特殊性からいくつか留意事項を設けています。留意事項として、カラーによる校章応募が可能であることや、応募用紙には図案の趣旨を記載すること、既存小学校の校章の使用は不可であること、採用後の色彩変更を含めた補正・修正があることなどがあり、添付の募集ちらし案にも記載させていただいています。応募期間は4月20日から5月31日までの40日間で、賞としては最優秀作品賞の他、全部で10点程度に賞を設ける予定としています。選考方法としては、総務部会での絞りこみ選考の後、協議会での本選考として正副会長会で協議いただきました。なお、校名公募は自治会単位で公募用紙のとりまとめに協力をいただいたが、校章公募ではデザインの公募ということで、自治会単位での取りまとめ依頼の予定はありません。郵送による応募先は、教育委員会教育総務課で受付としています。また、応募ちらし原案の下欄には、参考のため、現小学校、現中学校の校章を記載し、そのいわれ等も掲載し、別に添付のように小学生募集用のちらしも作成し配布予定として協議いただきました。以上説明と提案とさせていただきます。

（議長）事務局説明に質疑ありますか。

（委員）公募後の第1次選考は総務部会で協議という事務局説明であったが、デザインなど専門的なこともあり、大丈夫かなと思うがいかがなものか説明いただきたい。

（議長）総務部会では、候補の絞り込みをお願いしたいと思うが、他校区での取組み例もあるので、事務局から説明願います。

（事務局）波賀小学校では、総務部会において新学校のイメージを各委員に考えていただきながら、絞り込みの選考をいただきました。応募の校章デザインはフリーハンドの応募もあったので、補正の依頼先としてオブザーバーとして、依頼するにふさわしいと思われる学校の美術の先生についてなども決めていただいた。その後、協議会で本選考をしていただき、決定した校章デザインへの補正を経て校章が決まってきました。

（委員）校章は、フリーハンドのものや、マジックや、鉛筆書きもあるだろうし、その修正や補正も含めて総務部会で行うのか。

（事務局）総務部会では、公募があったすべての校章デザインから、絞り込んで10

点ほど選んでいただき、協議会で本選考の後、必要時は学校の美術の先生等によってデザインの補正を行い、補正後デザインを協議会で確認いただくことにしたいと考えています。

(議長) 総務部会には第1次選考として応募作品の絞り込みをお世話になりたく、また、最終決定は協議会での本選考となりますがよろしいでしょうか。他に質疑ありますか。

《委員から質疑なし》

(議長) 質疑を終了します。協議第9号「校章について(1)」は提出案の通りと決定させていただいてよろしいか。

《委員から異議の声なし》

(議長) 提出案のとおり決定することとします。

(議長) また公募対象者は、下三方、三方、繁盛地区の小学生から大人の方、地域ゆかりのある方とします。また、公募方法は、自治会取りまとめの方法は無く、小中学校のほか三方町出張所などの公共施設の窓口に設置の応募箱への投函方式とし、公募期間は5月31日までとし、総務部会での第1次絞り込み選考後、正副会長会での報告を経て、協議会における本選考とします。

(事務局) 今後、4月15日宍粟市広報に合わせて、校章公募用紙を各世帯に配布、また小中学校生徒に配布いたします。また、総務部会における第1次選考の依頼の具体であったり、必要に応じて正副会長会や協議会で調整させていただくこととなります。

(3) 学校施設・設備について

(議長) 学校施設・設備について、第7回協議会以降のことなども含めて事務局から説明をお願いします。

(事務局) 第7回協議会で、規模適性化の実施方法として決定承認を得ていた協議第1号について、協議第7号として、修正のうえ決定承認をいただきました。そして、第7回協議会以降に、学校施設についての意見を、学校長や皆さんからいただいたものをまとめたものを資料としてP10,11,12に全体配置図として付しています。配置図は小学校新校舎を新設するとして修正決定いただいたもので教室等配置したものでありますが、小学校新校舎を建設するとしても特別教室等を共用するという考え方は、第7回協議会以前と変わりありません。また今回、新設する校舎後ろ側に寄付提供い

ただいた用地にプールを新たに建設し、また、寄付提供いただいた用地でプール配置以外のところに農園配置の計画案等を新たにお示しさせていただいています。そして、小学校校舎の近いところにプレイグラウンドを設けるとともに、自転車駐輪場は運動場トラック側と中学校前中庭の間に設け、現在の自転車駐輪場はスクールバス車庫や倉庫とし、別に自動車駐車スペースの確保等も必要と考えています。そして、新たな中学校部室棟には屋外トイレも設置したいと考えています。小学校新校舎の教室配置は、特別支援教室は校舎南側に配置し、その隣に普通教室を新たに1教室設け、校舎全体で普通教室を6教室として配置しています。また、校舎北側に面していた屋外利用可能なトイレは部室棟に設ける等としてスペースを確保して、変更前は校舎南側に面していた保健室を校舎北側に配置変更しています。以上です。

(議長) 事務局から説明いただきましたが、委員から質問ありませんか。

《委員から質問なし》

(事務局) 新学校の配置案にご理解いただきたくよろしく申し上げます。また、学校近隣の方を対象に、工事計画の説明会を近日開催させていただく予定です。

5. その他

(議長) 27年度協議会の委員体制についてですが、前回の正副会長会協議としてまた事務局要請もあり、現在の正副会長の6名は、新学校開校までこの役を務めさせていただこうと確認をしておりますので、委員の皆さまには了承願いたいと思います。また、皆さんの新年度の協議会委員体制への思いもあるでしょうが、引き続き協議会体制を整えてもらいたいと思っています。よろしく申し上げます。

(委員) P T A選出の副会長3名もP T Aとしてはその役職を引くことになり、新年度は小学校P T Aとしては人員等も含め調整中ですが、新P T A会長、新P T A副会長、女性委員が入り、また、26年度P T A会長にも地域の代表という形で残っていただき、副会長の私たち3名以外に、P T Aとして各校4名の協議会委員としてお世話になりたいと思っています。

(議長) P T Aには、直接、子どものことでお世話になるがよろしくお願ひしたいと思います。中学校P T Aの27年度協議会委員について、現委員から意見をお聞きしたいと思います。

(委員) 中学校は、新年度、新P T A役員から3名の協議会委員でお願いしたいと思

っています。

（議長）中学校から、3名の協議会委員をお願いします。

（委員）一宮北地区第1回協議会において、協議会組織として年度ごとの委員交代では協議も進まないだろうし、開校までの間は継続して協議会委員を務めないといけな
いだろうという意見があり、各地区の委員もその思いであったと思います。第1回協
議会では、年度が変わるたびに、結果として、新たに協議会委員が加入することにな
り、協議会委員全体としても人数が増えていくという認識だったと思うがいかがでし
ょうか。

（議長）確かに各役員の交代等を要因として、毎年度、協議会委員も増えていくだろ
うという意見であったし、また反面、増えすぎても大変だなということもあったと思
います。しかし、新校開校まであと1年となった今の時点では、年度代わりにあたり、
所属の役員交代を踏まえ、委員が増えても良いという気持ちで正副会長会では確認し
ています。地区連合自治会でも地区連合会長や地区連合副会長の交代もあるだろうし、
地域の委員会委員から引き続きの協議会委員としてお世話になっている方もあるので、
皆さんから意見をお聞かせいただければと思います。

（委員）正副会長会で確認されている事は、年度代わりにあたって、協議会委員を継
続して務めることで、結果として協議会委員の総数が増えても良いという方向性か、
それとも26年度委員は一度終わり、27年度に向けて新しい役員について、各出身所
属の新委員と入れ替えて委員会構成する方向性か、改めてその意向を確認させてい
だきたい。

（議長）地域の委員会から在籍の、下三方、三方、繁盛の3名の委員もそのまま残っ
ていただきたい、各出身所属からいわゆる充て職として入っていただいている委員も
そのまま残っていただきたいという意向である。

（委員）地区連合自治会から選出の委員は、入れ替えると協議会の継続的な協議にも
支障をきたすという思いもあり、今の委員は引き続きながら人数をプラスして協議会
構成して、あと1年間、頑張るのだろうと私は思っています。

（議長）ありがたいご意見で感謝申し上げます。それでは、26年度、地区自治会から
選出の各委員は共に引き続き委員を務めるということでした承いただけますでしょうか。
そして、地区連合自治会から27年度地区連合自治会の正副会長にも新たに委員とし
て入ってもらいたいと思っていますがいかがでしょうか。

(委員) 27年度地区連合自治会の会長加入による地区連合自治会とのパイプも必要だとは思いますが、地区連合自治会長の1名でも良いのではないのでしょうか。また、これは27年度地区連合役員が決めることではないのでしょうか。

(委員) 27年度は地区連合から1人しか入らないとなれば、26年度の選出体制と整合が取れないような気がするのですが…。

(議長) 地区から2名入るほうが伝わりやすく、出来れば地区から正副会長の2名に入ってもらいたいという思いがあります。各地区とも選出よろしくお願いします。

(議長) その他にご意見ありますか。

(委員) 寄付提供いただいた新しいプール予定地周辺の土地所有者への対応は、市としてどう考えておられますか。

(事務局) 近隣隣接の土地所有者へ、本日協議会で説明させていただいた内容でもって、説明会を開催させていただく予定です。

(事務局) 地元自治会長と協議させていただき、少なくとも三方町自治会員の方には声をかけ、近日説明会を開催するということで調整済みであり、近々丁寧に説明させていただきます。

(委員) わかりました。

(議長) その他にご意見ありますか。

(議長) 新校開校に合わせ、小中連携のことが今後も話が進んでいくと思うが、幼稚園、小学校の連携のことも気にかかることです。2日前の新聞紙上で宍粟市の幼保一元化の取組みについて、千種町内では進んでいるが、他町では進んでいないという報道もあった。行政はあくまで社会福祉法人に幼保一元化施設の運営を任せるという方針ですが、現時点の幼稚園保護者の意向とは相違があります。28年4月の新小学校開校時における幼小連携ということを考えると、この協議会としては心配な面もあります。保護者、委員の皆さんのお考えはどうですか。

(委員) 私も同じ意見です。

(委員) 一宮北地区の幼保一元化に関する地域の委員会会議は26年度に2回の会議があった。新聞報道でその進捗が止まってしまっているような記事であり、少し違うのではと困惑したところもある。ただ、幼保一元化の実施が、新小学校開校までということも難しいだろうし、一方で現幼稚園をそのまま置いておくということも出来ないと思う。小学校の規模適性化とあわせて、まずは幼稚園3園を統合して一つの園と

し、その後、幼保一元化という流れを教育委員会でも考えてもらいたいと思います。

(事務局)21年8月、幼保一元化計画策定から10年間を目標として取り組んでおり、まもなくその目標とする期限が近付くなか、市議会での質問に対し、幼保一元化の目標期限については、延長を含め検討するとお答えさせていただきました。幼保一元化施設の運営を公立か社福に委ねるかという点で、理解が進まない実情があり、一宮北地区の幼保一元化地域の委員会では、まずは、千種で開園した、こども園の実情を見ていただきながら、委員会として協議を進めるということも確認いただいたところです。ただ、28年4月の新小学校開校をイメージすると、今の幼稚園3園がこのままの状態に残るのは良くないとも思ってもおり、幼稚園保護者、自治会長にもお世話になるが、別途協議しましょうということが、2回目の幼保一元化の会議での結論であったと思います。

(議長)一宮北地区全体のことを考えると、協議会としても知らぬふりというものも出来ないところもあります。幼保一元化がうまくいくように、また、幼稚園も小学校規模適性化と同時期にスタートできるようにお願いします。

(議長)他にありませんか。他に無いようなので、これをもちまして第7回学校規模適正化一宮北地区協議会を閉会します。閉会の挨拶を副会長よりお願いします。

6. 閉会

(副会長)本日も、校歌、校章について、長時間協議いただき感謝申し上げます。今後、新校開校に向け具体的協議となりますので、各委員、引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。

20時50分閉会

会議録署名

会 長

第 8 回協議会出席者

- ・ 福原会長（繁盛小学校区選出）
- ・ 小林國男副会長（下三方地区連合自治会長）
- ・ 森副会長（三方小学校区選出）
- ・ 村上副会長（下三方小学校 PTA 会長）
- ・ 田中副会長（三方小学校区選出）
- ・ 西村副会長（繁盛小学校区選出）
- ・ 飯田委員（下三方小学校区選出）
- ・ 世良委員（下三方地区連合自治会副会長）
- ・ 中西委員（下三方小保護者代表）
- ・ 蒲田委員（三方小学校区選出）
- ・ 秋田委員（三方小学校 PTA 会長）
- ・ 森 智子委員（三方小保護者代表）
- ・ 梶浦委員（繁盛地区連合自治会会長）
- ・ 朱山委員（繁盛地区連合自治会副会長）
- ・ 藤原委員（繁盛小学校 PTA 会長）
- ・ 田路委員（繁盛小保護者代表）
- ・ 進藤委員（三方地区連合自治会会長）
- ・ 細川委員（下三方小学校区選出）
- ・ 小林憲夫委員（繁盛小学校区選出）
- ・ 近江委員（一宮北中 PTA 会長）
- ・ 阪根委員（一宮北中保護者代表）
- ・ 坂元委員（一宮北中学校長）
- ・ 下川委員（下三方小学校長）
- ・ 薄木委員（三方小学校長）
- ・ 片山委員（繁盛小学校長）

特別出席者

- ・ 落岩一宮市民局長
- ・ 花本企画総務部次長

事務局

- ・ 岡崎教育部長、楳谷教育部次長、澤田教育総務課長、志水学校教育課長
橋本教育総務課副課長、西林教育総務課副課長兼教育企画係長

傍聴 0 名